

青森県報

第二千六百十二号

平成十八年
四月五日

(水曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定.....	(保健衛生課).....	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....	(高齢福祉課).....	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.....	(同).....	二
家畜伝染病の発生.....	(畜産課).....	三
都市計画事業計画の変更認可.....	(都市計画課).....	四
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更.....	(出納課).....	四
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....	(西北地方農林水産事務所).....	五
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告.....	(県民生活文化課).....	五
右 同.....	(同).....	五
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営支援課).....	六
右 同.....	(同).....	七
右 同.....	(同).....	七
争議行為の通知の公表.....	(労政・能力開発課).....	八
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課).....	八

告 示

示

青森県告示第三百二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
いたい皮ふ科	五所川原市下り枝一七の五	平成一八・四・一

青森県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業者	指 定 年 月 日
名称又は氏名 住所 主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類 名称 所在地	
株式会社青森日東義肢製作所 青森市栄町一丁目七の八	株式会社青森日東義肢製作所 青森市栄町一丁目七の八	平成一八・三・四

氏名 又は 名称	住所 主たる 事務所 又は 所在地	介護 予防 サービス の種類	介護 予防 サービス 事業 所	指 定 年 月 日
株式会社青森 日東義肢製作 所	青森市栄町一 丁目七の八	特定介護 用防福祉 用具販売	株式会社青森 日東義肢製作 所	平成 一六・三・二四
有限会社ト ピタルケアサ ー	青森市大字筒 井字八ツ橋一 一三の一九	特定介護 用防福祉 用具販売	有限会社ト ピタルケアサ ー	"
有限会社青森 ウィールチェ ア	青森市大字八 ツ役字矢作七 四の八	特定介護 用防福祉 用具販売	青森ウィール チェア福祉 用具販売事業 所	"
有限会社青森 ケアサブライ ブ	青森市篠田一 丁目二の二	特定介護 用防福祉 用具販売	有限会社青森 ケアサブライ ブ	"
株式会社青森 メデイカル	青森市はまな す二丁目五の 一	特定介護 用防福祉 用具販売	株式会社青森 メデイカル	"
株式会社イリ 工	青森市大字安 田字近野三六 六の六	特定介護 用防福祉 用具販売	株式会社イリ 工	"
株式会社キノ シタ	青森市栄町二 丁目六の三一	特定介護 用防福祉 用具販売	ウエルラン ド株式会社キノ シタ青森本店 指定福祉用具 貸与事業所	"
株式会社ケア ライフ青森	青森市卸町三 の五	特定介護 用防福祉 用具販売	株式会社ケア ライフ青森福 祉用具事業部	"
有限会社ケ ズ・ワン産業	青森市大字羽 白字富田四〇 の二五	特定介護 用防福祉 用具販売	有限会社ケ ズ・ワン産業	"
有限会社タ ク住設管理	青森市大字筒 井字八ツ橋一 五七の七四	特定介護 用防福祉 用具販売	有限会社タ ク住設管理	"
東北化学薬品 株式会社	弘前市大字神 田一丁目三の 一〇	特定介護 用具販売	東北化学薬品 株式会社青森 支店	"

青森県告示第三百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により
家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

株式会社シバ タ医理科	弘前市大字高 一丁目三の七	特定介護 用具販売	株式会社シバ タ医理科青森 営業所	〇 丁 目 一 四 の 一	"
有限会社ケア エナジー青森	青森市原別二 丁目五の二八	特定介護 用具販売	有限会社ケア エナジー青森	丁 目 五 の 二 八	"
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田 区神田駿河台 二丁目九	特定介護 用具販売	セイリスケア センター青森	青 森 市 西 滝 三 丁 目 一 の 一 五	"
株式会社シ ス・プロモ・シ ム・エイ・エ ム・エイ・シ	青森市新町二 丁目二の二二	特定介護 用具販売	株式会社シス テム・プロモ ン・エイ・シ ム・エイ・シ	青 森 市 新 町 二 丁 目 二 の 二 二	"
東京商事株式 会社	青森市東造道 三丁目五の一	特定介護 用具販売	東京商事株式 会社	青 森 市 東 造 道 三 丁 目 五 の 一	"
株式会社藤館	青森市青柳二 丁目三の一九	特定介護 用具販売	ヘルスケア薬 局	青 森 市 青 柳 二 丁 目 三 の 一 九	"
有限会社福祉 企画サービス すまいる	青森市松森二 丁目一三の六	特定介護 用具販売	有限会社福祉 企画サービス すまいる	青 森 市 松 森 二 丁 目 一 三 の 六	"
有限会社ヒュ アマニステイ ク・ベスト	青森市大字幸 畑字谷脇三三	特定介護 用具販売	有限会社ヒュ アマニステイ ク・ベスト	青 森 市 大 字 幸 畑 字 谷 脇 三 三	"
樋口ホスピタ ルサービス株 式会社	青森市虹ヶ丘 一丁目五の六	特定介護 用具販売	樋口ホスピタ ルサービス株 式会社	青 森 市 虹 ヶ 丘 一 丁 目 五 の 六	"
トヨタカロ ー株式会社	青森市大字野 木字野尻六一 の四	特定介護 用具販売	トヨタカロ ー株式会社 具相談室	青 森 市 大 字 野 木 字 野 尻 六 一 の 四	"
東洋シルバ ー株式会社	青森市中佃三 丁目七の二三	特定介護 用具販売	東洋シルバ ー株式会社	青 森 市 中 佃 三 丁 目 七 の 二 三	"

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

ヨ一ネ病	家畜伝染病の種類		家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
	牛	患畜	患畜	一	平成一六・三・三		
		二	上北郡七戸町	上北郡七戸町	一		一六・三・七

青森県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十八年三月二十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
弘前市
- 二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画下水道事業（弘前市公共下水道）
- 三 事業施行期間
昭和三十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成十四年四月五日青森県告示第百八十号）の事業地に變更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成十四年四月五日青森県告示第百八十号）の事業地に、弘前市大字石川字外坪、字中坪、字泉ヶ平、字和田、字大仏、大字大沢字山下、大字小比内字福田、大字境関字西田、大字高崎字広田、大字藤代字広田、字平田、大字乳井字岩ノ下、大字船水一丁目、大字船水二丁目、大字浜の町北二丁目、大字向外瀬字豊田、大字町田字筒井及び大字松木平字富永を加え、大字恵戸字中野、大字石川字岸田、字中川原、字川原田、字野崎、字長者森、字小山田、字大仏下、字春仕内、字泉田、字庄司川添、大字石渡字田浦、大字一野渡字野尻、大字大久保字西田、大字大沢字大泡、字上村元、字西前田、字西田、字苦小平、大字小沢字大開、字広野、大字堅田字神田、大字小栗山字長田、字小松ヶ沢、字山下、字沢部、大字境関字亥ノ宮、字鶴田、大字三世寺字鳴瀬、大字清水富田字清水流、字寺沢、大字清水森字下川原、字村元、字野田、大字下湯口字村元、字青柳、大字新里字中平岡、字東平岡、字中里見、字西里見、字東里見、字上樋田、大字津賀野字浅田、大字土堂字長瀬、字早川、大字中崎字川原田、大字乳井字大清水、字長橋、字岩ノ上、字茶臼館、大字原ヶ平字山中、大字和泉二丁目、大字撫牛子五丁目、大字清野袋一丁目、大字岩賀二丁目、大字向外瀬四丁目、大字町田一丁目、大字町田三丁目、大字八代町、大字船水三丁目、大字石渡一丁目、大字石渡三丁目、大字石渡四丁目、大字石渡五丁目、大字外瀬二丁目、大字浜の町北一丁目、大字浜の町東三丁目、大字藤野二丁目、大字藤代三丁目、大字常盤坂二丁目、大字茜町三丁目、大字樋の口一丁目、大字樋の口二丁目、大字福村字早稲田、大字豊田三丁目、大字豊田一丁目、大字小比内二丁目、大字小比内三丁目、大字小比内五丁目、大字扇町三丁目、大字門外二丁目、大字門外三丁目、大字原ヶ平一丁目、大字富士見台二丁目、大字山崎五丁目、大字館野二丁目、大字城南五丁目、大字稔町、大字旭ヶ丘一丁目、大字桔梗野四丁目、大字緑ヶ丘一丁目、大字清水一丁目、大字若葉二丁目、大字自由ヶ丘一丁目、大字自由ヶ丘二丁目、大字樹木二丁目、大字樹木三丁目、大字常盤坂一丁目、大字撫牛子字宮本、大字福田字巻屋、大字川合字浅田、字下川原、大字堀越字鎧田、字柳田、字柳元、大字松木平字松山下、大字薬師堂字岡本、大字大和沢字里見、字沢田及び大字元薬師堂地内において事業地を変更する。

青森県告示第三百三十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
上北郡おいらせ町上前田七の三
ももいし農業協同組合

二 変更内容

- 1 (一) 変更前の住所
上北郡百石町字上前田七の三
- (二) 変更後の住所
上北郡おいらせ町上前田七の三
- 2 (一) 変更前の売りさばき場所
上北郡百石町字下明堂七八の一
- (二) 変更後の売りさばき場所
上北郡おいらせ町下明堂七八の一

青森県告示第三百三十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 五所川原市十三五月女泡二番地二 五所川原市十三深津二四七番地 五所川原市十三通行道番外地 柳 藤 工 藤 伍 郎 柳 谷 榮 小 倉 広 起	期 間 平成十八年四月五日から同 月十九日まで 場 所 十三漁業協 同組合

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひろさき未来

三 代表者の氏名

福士 昌治

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字松森町六六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、不特定多数の市民に対して、人に優しい在宅福祉サービスの提供を行うとともに、雇用の場の提供等による就労支援を行うことによつて、市民が心身ともに地域とのつながりを実感できる優しさや安らぎのある社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

により次のとおり公告する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十八年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハート&ハート

三 代表者の氏名

西谷 昌彦

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字土手町一七九

五 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく在宅介護、介護保険制度適用外の高齢者の宅老所運営及び要介護状態の予防・改善を重視した介護予防サービスや、駐車違反取り締まり業務の民間委託活用等による就労支援を行うことによつて、心と心の結びつきによるコミュニケーション社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
株式会社ポブソン 岡山県岡山市平野七八八 代表取締役 尾崎和夫	株式会社ポブソン 岡山県岡山市平野七八八 代表取締役 尾崎和夫	平成 一七・八・三
丸高衣料株式会社 宮城県仙台市若林区卸町二丁目六の三 代表取締役 川口俊治	丸高衣料株式会社 宮城県仙台市若林区卸町二丁目六の三 代表取締役 楡金洋二	一七・七・一
株式会社レジャー産業青森 青森市篠田三丁目一〇の二三 代表取締役 中村緑	株式会社たけうち 兵庫県赤穂市加里屋二一六四の二 代表取締役 竹内實	一七・七・三
削除		一七・一〇・一〇

四 届出年月日

平成十八年三月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年四月五日から同年八月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	下田緑ヶ丘モール 上北郡下田町緑ヶ丘二丁目五〇の二外	変 更 後	マエダモールおいらせ 上北郡おいらせ町緑ヶ丘二丁目五〇の二外	変更 年月日	平成 一八・三・一〇
-------	-------------------------------	-------	-----------------------------------	-----------	---------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社マエダ むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	変 更 後	前田商事株式会社 むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	変更 年月日	平成 一七・七・三
-------	---------------------------------------	-------	--	-----------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	マエダストア棟 前田商事株式会社 むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	変 更 後	マエダストア棟 株式会社マエダ むつ市小川町二丁目四の八 代表取締役 前田恵三	変更 年月日	平成 一七・七・三
-------	---	-------	--	-----------	--------------

四 届出年月日

平成十八年三月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成十八年四月五日から同年八月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザおきだて
 青森市柳川二丁目四の二二
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
青森木材防腐株式会社 青森市柳川二丁目四の二二 代表取締役 小笠原金哉	青森木材防腐株式会社 上北郡七戸町字原久保九五の三七 代表取締役 小笠原金哉	平成 一七・三・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義外四者

四 届出年月日

平成十八年三月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年四月五日から同年八月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

八戸市城下四丁目一・二の五に所在する八戸清運労働組合の執行委員長羽柴操から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇〇六年春闘要求の前進及び獲得

二 争議行為をなす日時

平成十八年四月十日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸清運株式会社の経営する全職場

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめからあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
上北郡おいらせ町新田五四	上北郡おいらせ町新田五三 堀川隆三

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------